



令和3年度
留学生オリエンテーション



行政書士法人 第一綜合事務所
行政書士 渡邊 直斗



留学生の皆さんへ 伝えたいこと



ビザ申請に失敗しないための 3 つのポイント

01

アルバイトの
制限時間を守る

留学生のアルバイト時間は、**1週間につき28時間以内**と定められています。

たとえ大学での成績が良い場合であっても、アルバイトの制限時間が守られていない場合には、留学ビザの更新や卒業後に行う就労ビザの申請の際に、不許可になってしまう可能性があります。

02

学業に専念する

皆さんのが留学ビザを取得している理由は、関西大学で教育を受けるためです。

そのため、成績状況が悪かったり、授業に出席していない場合には、留学ビザの更新が認められない事があります。そのような事態を避けるためにも、学業に専念するようにして下さい。

03

トラブルに
巻き込まれない

近年、留学生が知らず知らずのうちに、犯罪に巻き込まれるケースが増加しています。

せっかくの留学生活を無駄にしないためにも、甘い誘惑や勧誘は、きっぱりと断るようにして下さい。何かおかしいと感じた場合には説明のらす、国際部に相談するようにしてください。



アルバイトについて

① 事前に資格外活動許可を取得する

留学の在留資格は原則、就労活動が出来ません。

そのため、アルバイトをするためには事前に入国管理局で許可を取得することが必要です。

② 週28時間以内の時間制限を守る

アルバイトを2つ掛け持ちしている場合は、2つのアルバイト先の勤務時間の合計が週28時間以内でなければなりません。但し、学則で定める休業期間中は、1日8時間以内でのアルバイトが可能です。



アルバイトについて

③ 学業に支障が出ない程度に働く

アルバイトに夢中になりすぎて、出席率や成績が悪くなつた場合、
在留期間の更新が出来なくなってしまう恐れがあります。

④ 学校を休学した場合、資格活動許可を取っていたとしても、 アルバイトをすることは出来ません。

留学の在留資格を持っている人がアルバイト出来るのは、
あくまでも大学に通つている場合のみです。

⑤ 留学の在留期間を更新する場合、 一緒に資格外活動許可申請を行う必要があります。

資格外活動許可は、留学の在留期限内のみ有効なものになります。

留学生に関するアルバイトの運用が変わりました！

YouTuberとして稼いでいる

これまで

アルバイトの時間 + 風適法関連以外
→ その他は制限なし

改定後

①Uber Eats（業務委託や請負）やYoutuber、ネット販売を行う場合

→ **自分で稼働時間（週28時間）を管理する必要あり**

②上記を事業化して行う場合

→ **経営管理へのビザ変更が必要**



1

みなし再入国許可

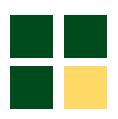
在留期限内に日本を一時的（1年以内）に出国する場合には、再入国EDカードに再入国する予定である旨をチェックして、再入国EDカードを入国審査官に提出しなければなりません。万が一、再入国EDカードを提出せずに出国してしまうと、再入国することができません。

2

再入国許可

1年以上日本を出国する予定がある場合には、事前に出入国在留管理局で再入国許可を取得する必要があります。

万が一、1年以上出国する場合には、国際部へご連絡ください。



在留期間更新許可申請で不許可になりやすいパターン

- 授業の出席状況や成績が良くない。
- アルバイトの時間制限を守っていない。
- 休暇期間以外での海外への出国日数が多い。
- 日本や海外で法律違反を行ってしまった。
- 出入国在留管理局へ虚偽の書面を提出した。

関西大学の留学生は当社基本報酬の



お気軽にお問い合わせください



行政書士法人第一綜合事務所
一般社団法人第一綜合コンサルティング



法人名 行政書士法人第一綜合事務所
一般社団法人第一綜合コンサルティング

代表社員 若松 直

所在場所 〒530-0045
大阪市北区天神西町5番17号
アクティ南森町ビル9階

電話番号 06-6360-6363

FAX番号 06-6360-6373

URL <https://dsg.or.jp>

E-mail info@dsg.or.jp



第一綜合事務所
公式Facebookページ

行政書士業務部門

01

各種ビザ申請業務
(就労ビザ, 特定技能ビザ, 配偶者ビザ等)

涉外戸籍に関する業務
(国際結婚, 国際養子縁組, 国際認知, 国際相続等)

対日投資に関する支援業務
(経営管理ビザ, 対日投資コンサルティング等)

外国人材の雇用・管理業務
(外国人雇用の業務監査, 支援業務等)

登録支援業務部門

02

特定技能外国人支援業務

外国人材適正活用コンサルティング業務

各種セミナー, 講演会の企画・運営

国際交流事業・国際協力事業の企画・協力



相談ダイヤル

06-6360-6363

電話受付時間 平日10:00~19:00
事前予約にて土曜日のご相談も可能です。